

監 査 委 員 公 表

那覇港管理組合監査告示第1号

令和8年2月17日

那覇港管理組合監査委員 杉 山 忠 司
同 監査委員 野 原 嘉 孝



令和7年度定期監査の結果に対する措置について（公表）

令和7年度定期監査の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年度定期監査結果に伴う措置状況について

1 是正事項（3件）

No.	是正事項	担当課
1	検査調書に係る事務処理について	管理課
2	検査調書に係る事務処理について	計画建設課
3	決裁文書等に係る重要文書の保管・管理体制について	みなと振興課

2 要望事項（該当なし）

(1) 検査調書に係る事務処理について（管理課）

【是正事項】

那覇港管理組合契約規則第30条第4項では「検査員は、当該契約の履行に関し検査をした場合においては、検査調書を作成し、管理者に提出しなければならない」と規定されている。また、同条第5項では「当該契約代金が100万円未満のものに係る検査、物品の買入に係る検査及び次項に規定する検査については、前項の規定にかかわらず、当該請求書に検査した職員の検査済みの表示をもって検査調書に代えることができる」と規定されている。

しかしながら、管理課の処理は当該契約代金が100万円未満のものに係る検査であれば検査調書の作成を省略できるのにも関わらず検査調書を作成し、なおかつ検査調書の作成に当たっては、決裁に当たり、この調書の提出先である那覇港管理組合管理者宛ての記載がなかった。

今後においては、事務処理の省略できる事案については省略し、検査調書を作成すべき事案について様式に各課で違いがあることから、管理組合で所定の様式を定め事務処理の統一を図っていただきたい。

【措置状況】

検査調書に係る事務処理については、令和8年1月19日付けの通知に基づき、組合内で統一した検査調書を使用するとともに、事務処理の省略できる事案については省略するなど、規則等を確認しながら適切な事務処理を行っております。

(2) 検査調書に係る事務処理について(計画建設課)

【是正事項】

那覇港管理組合契約規則第30条第4項では「検査員は、当該契約の履行に関し検査をした場合においては、検査調書を作成し、管理者に提出しなければならない」と規定されている。また、同条第5項では「当該契約代金が100万円未満のものに係る検査、物品の買入に係る検査及び次項に規定する検査については、前項の規定にかかわらず、当該請求書に検査した職員の検査済みの表示をもって検査調書に代えることができる」と規定されている。

しかしながら、計画建設課の処理は当該契約代金が100万円未満のものに係る検査であれば検査調書の作成を省略できるのにも関わらず検査調書を作成し、なおかつ検査調書の作成に当たっては、決裁に当たり、上司への決裁欄がなく決裁が行われていないことが確認された。

今後においては、事務処理の省略できる事案については省略し、検査調書を作成すべき事案について様式に各課で違いがあることから、管理組合で所定の様式を定め事務処理の統一を図っていただきたい。

【措置状況】

検査調書に係る事務処理については、令和8年1月19日付けの通知に基づき、組合内で統一した検査調書を使用するとともに、事務処理の省略できる事案については省略するなど、規則等を確認しながら適切な事務処理を行っております。

(3) 決裁文書等に係る重要文書の保管・管理体制について（みなと振興課）

【是正事項】

決裁文書等に係る重要文書の保管・管理体制について（是正事項）

みなと振興課が所管する「ガントリークレーンレール延長事業費」において、工事の委託業務に係る決裁文書等の重要文書がすべて計画建設課において保管・管理されている状況が確認された。

これは計画建設課が技術協力という形で工事に係る委託業務を実施しているためとの理由であったが、本来は当該事業の予算を管理・執行するみなと振興課が責任を持って当該事業に係る重要文書の保管・管理を行うべきであった。

組合内における複数の課が関わる事業では、所管となる担当課の責任を明確にし、所管課による重要文書の保管・管理を行うことを徹底してもらいたい。

【措置状況】

当課が責任を持って本件事業に係る重要文書の保管・管理を行うこととし、当課における各種予算執行に係る所掌事務については那覇港管理組合行政組織規則のとおりとすることを関係課で確認した。